

## 22年度法科大学院入試、「定員削減指標」の “競争倍率2倍未満”が40校(54%)!

中教審・法科特別委は、入試の競争性、授業内容、司法試験等の  
“課題校”に対し、交付金・私学助成等の“公的支援”の見直しを提言

旺文社 教育情報センター 22年4月

- 裁判員制度や司法試験改革などとともに司法制度改革の一環として16年度に創設された法科大学院であるが、新司法試験の合格率の低迷や志願者減による入試の競争性の不十分さなど、法科大学院の“質の低下”が指摘されている。

中教審の法科大学院特別委員会(以下、法科特別委)は21年4月、『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について』(以下、『改善方策』)を取りまとめて報告し、「入学者の質と多様性の確保」について次のような提言をしている。

①入学定員の見直しなどにより、入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)を確保。／ ②適性試験の改善と総受験者の下位から15%程度の人数を目安とした統一入学最低基準の設定。／ ③法学既修者認定の統一的運用による厳格化。／ ④夜間コースや長期履修コースの拡充などによる社会人のアクセスしやすい環境の整備。

- こうした提言を受け、各法科大学院では22年度の募集人員の見直し等を検討し、総計では21年度(募集人員5,765人)より861人(14.9%)減員の4,904人(国立:1,361人、-399人、-22.7%/公立:125人、-15人、-10.7%/私立:3,418人、-447人、-11.6%)となった。
- 文科省はこの程開催された中教審の法科特別委で、上記の提言後、初の入試となった22年度入試の概要(暫定値)を報告した。  
それによると、受験者数は21,040人(21年度25,857人)、平均競争倍率(受験者数÷合格者数)は2.76倍(同、2.81倍)で、競争倍率が2倍未満の法科大学院は74校中40校(54.1%。合格者ゼロの1校を除く)にのぼるという。  
21年度の競争倍率2倍未満は74校中42校(56.8%)であったから、22年度は入試の競争性の低い校数と割合はやや好転したともいえる。しかし、定員削減にもかかわらず、競争倍率がわずかとはいえダウンしており、今回の定員削減等が入学者の質の向上に必ずしも繋がっているとはいえないようだ。
- 中教審の法科特別委では21年2月にワーキンググループを設置し、『改善方策』を踏まえた各法科大学院の改善状況調査(21年4月～22年1月)を行い、第1回調査結果を22年1月の法科特別委に報告。その結果をみると、法科大学院の質の向上に向け、「改善の努力の継続が必要(継続的にフォローアップを実施する必要がある)」=12校(国立3校、

私立 9 校)／「大幅な改善が必要(重点的にフォローアップを実施する必要がある)」=14 校(国立 3 校、私立 11 校)などの評価が提示された。

ワーキンググループでは22年夏頃を目途に、改善が必要とされた上記26校の改善の取組状況のほか、22年度入試結果を踏まえて課題があるとみられる法科大学院の入学定員の見直しや法科大学院適性試験の活用等、入学者の質の確保のための取組についても調査するという。

- ところで、中教審の法科特別委は、21年4月の『改善方策』の提言を踏まえて法学教育の改善を進めている法科大学院がある一方で、入試における競争性や授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題を抱えている法科大学院が存在し、それらの法科大学院はほぼ共通して新司法試験の状況が低迷していたり、組織の見直し(統廃合も含む)の検討に着手していなかったりなど、現状に対して深刻な認識を持っていない法科大学院がみられると指摘している。

さらに、これらの課題を解決しないままに放置することは、法科大学院制度全体の信頼にかかわるため、深刻な課題を抱える法科大学院では、すみやかに抜本的な見直しを実施することが急務であるとしている。

そして、文科省に対しこの程、これらの法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促すために、法科大学院に対する“公的支援”の在り方について次のような観点から見直しを検討すべきであると提言した。

#### ＜“公的支援”の見直しの観点＞

- 1) 法科大学院に対する「国立大学法人運営費交付金」及び「私学助成」における支援の在り方について見直すこと。
- 2) 見直しの対象となる法科大学院は、深刻な課題を抱える一部の法科大学院に限定すること。
- 3) 見直しの対象の選定は、客観的かつ明確な基準に基づいて行うことが望ましく、法科特別委の議論を踏まえつつ、文科省において基準を策定すべきであること。

なお、3) の見直しの対象の選定については、

- ① 授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題が見られること、
- ② 司法試験の合格状況に大きな問題があること、
- ③ 入試の機能が働いておらず、入学者の質の保証の確保が困難となっていること、

などを考慮して判断することが考えられるとしている。

このほか、関係機関においても、法科大学院への派遣教員(法務省や最高裁からの実務家教員としての派遣)などの公的支援の在り方について、早急に見直しを検討することが期待されるとしている。